

実際の手続き(不動産)

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成2年12月1日 第●●●号	原因 平成2年12月1日売買 所有者 東京都杉並区XXX 山田父郎
2	所有権移転	平成25年1月25日 第○○○号	原因 平成25年1月25日信託 受託者 東京都武蔵野市XXX 山田子太郎
	信託		余白 信託目録第△△号

信託目録		
番号	受付年月日・受付番号	予備
第△△号	平成25年1月25日 第○○○号	余白
1.委託者に関する事項	東京都杉並区XXX丁目…番…号 山田父郎	 託した人 委託者
2.受託者に関する事項	東京都武蔵野市XXX丁目…番…号 山田子太郎	託された人 受託者 
3.受益者に関する事項	東京都杉並区XXX丁目…番…号 山田父郎	 収益を得る人 受益者

信託条項	
	<p>信託の目的 受益者の資産の適正な管理及び有効活用を目的とする。</p> <p style="text-align: right;">何のための信託か(目的)</p> <p>信託財産の管理方法 <u>1.受託者は、信託不動産を第三者に賃貸することができる。</u> <u>2.受託者は、裁量により信託不動産を換価処分することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">受託者の権限の範囲</p> <p>信託の終了自由 本件信託は、委託者兼受益者 山田父郎が死亡したときに終了する。</p> <p>その他の信託の条項 1.受益者は、受託者との合意により、本件信託の内容を変更することができる。 2.本権信託が終了した場合、残余の信託財産については、山田子太郎に帰属するものとする。</p>



委託者 = 受益者 → **贈与税や取得税はなし**